

平成24年1月10日に、地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（城ヶ崎正人副市長の人件費）がありました。

このことについて、いなべ市監査委員(羽場 恭博、種村 正巳)が平成24年3月2日付で監査結果を公表いたしました。その概要は以下のとおりです。

第1 住民監査請求（以下「監査請求」という。）の受付

1 請求人

住 所 いなべ市在住
氏 名 清水 実

住 所 いなべ市在住
氏 名 仲筋 泰広

2 住民監査請求書（以下「請求書」という。）の提出日

平成 24 年 1 月 10 日（火）

3 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法第 242 条所定の要件を具備しているものと認め、平成 24 年 1 月 12 日付けで受理した。

4 請求の内容

請求の趣旨及び措置請求等は次のとおりである。

(1) 請求の趣旨

請求書、事実証明書に記載された事項及び陳述の内容を勘案して、請求の趣旨を次のように理解した。

国土交通省から人事交流で派遣されて来ている城ヶ崎正人副市長に対して、副市長職として相応しくなく経費の無駄遣いだとして監査請求が出されたのは今回で 3 回目である。国から派遣されて来ている人物が法的な根拠を明示されて 3 回も派遣先の住民から監査請求を突きつけられたということ自体が大問題である。第 1 回目は、議場の壇上で議員の質問中にへらへら笑っていて議会や議員を馬鹿にしている。議会軽視だとして副市長として不適任との監査請求がなされた。第 2 回目は、東京への出張旅費を詐取していたとして監査請求がなされ、監査委員からも問題があるとして返還の勧告をうけ本人も自主的に返還している。今回の第 3 回目の監査請求については、清水 実議員が議会の一般質問で 3 回にわたり副市長の問題を追及した。員弁土地開発公社（以下「公社」という。）の理事長を日沖市長が兼務している問題で、日沖市長をかばうために、議会で次のような嘘の発言、法令違反の発言をしている。一例をあげれば公有地拡大推進法第 18 条で土地開発公社は企業会計方式を採用すると明記されているにも関わらず、城ヶ崎副市長は一般会計方式で見て 4 億 6,000 万円余の黒字だから問題ないと答弁したが、損益計算書では 16 億 5,000 万円余の赤字であった。明らかに嘘である。この判断基準自体が自分勝手のたらめなものであることも判明、誤りを指摘しても全く反省もなく、言い逃ればかりしている始末である。住民訴訟の判例に関しても法解釈がまともにできず、法的思考能力に欠けていると言わざるを得ない。

これらのことから城ヶ崎副市長は副市長本来の職務の目的が果たされず、不適任であり一日でも早く辞任させるべきである。このまま居座り続けると高額な人

件費が無駄な経費として、さらに「確実に増えることが予測されるため」何としても阻止しなければならない。

(2) 措置請求の内容

- ① 城ヶ崎副市長へ支払われた人件費の 30 パーセントをいなべ市へ返還させることを求める。
- ② 副市長としての能力を疑わせる行動の多さに驚きを禁じ得ない。城ヶ崎副市長を 3 月末日で解任するよう求める。
- ③ 人口が 45,000 人規模の小さな、いなべ市において副市長職は必要ない。副市長の補佐を必要とするようでは自らの能力の無さを恥じて辞任すべきである。城ヶ崎副市長に任せて自分は葬式回りに動いているのが日沖市長の現状である。葬式回りを減らして本来の公務に専念すべきである。

以上、3 項目について、いなべ市長 日沖 靖 氏へ勧告することを求める。

(3) 請求書に添付された事実を証する書面

- ① いなべ市議会だより第 29 号、第 30 号及び第 31 号の関係部分の写し
- ② いなべ市議会議事録
 - 平成 23 年 3 月 9 日開催 平成 23 年第 1 回定例会 一般質問の関係部分の写し
 - 平成 23 年 6 月 7 日開催 平成 23 年第 2 回定例会 一般質問の関係部分の写し
 - 平成 23 年 9 月 7 日開催 平成 23 年第 3 回定例会 一般質問の関係部分の写し
- ③ 平成 23 年 4 月 27 日 中日新聞（三重県版）記事の写し

5 請求人の証拠の提出及び陳述

平成 24 年 1 月 20 日、地方自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、請求人に対して証拠の提出と陳述の機会を設けたところ、請求人は請求書の内容を補足する陳述を行った。また、新たな証拠として次の書類が提出された。

(1) 新たな証拠として提出された書類

- ① 平成 15 年 11 月 20 日付（員弁土地開発公社の業務運営等に関する）確約書の写し
- ② いなべ市長から三重県知事あて文書の写し
 - 平成 16 年 3 月 11 日付 い企第 10 号 員弁土地開発公社の予算措置等について
- ③ 三重県北勢県民局企画調整部長から清水 實 氏ほか 4 名あて文書の写し
 - 平成 16 年 3 月 22 日付 北企第 527 号 要望書について（回答）
- ④ 建設省建設経済局長、自治大臣官房総務審議官から各都道府県知事、各政令指定都市市長あて文書の写し
 - 平成 12 年 4 月 21 日付 建設省経整発第 26 号、自治政第 27 号
「公有地の拡大の推進に関する法律の施行について（土地開発公社関係）」の改正について

(2) 請求人の陳述内容（要旨）

- ア 公社の理事長を日沖市長が兼務している根拠とする合併直前に員弁郡 5 町の町長で交わされた確約書は、定款を逸脱する恐れがあり、理事会の議決もなく無効であるにも関わらず、問題ないと説明しているが誤りである。
- イ 我々 5 名が三重県へ提出した要望書に基づき、三重県がいなべ市へ助言を行い、

いなべ市は「今後、地方自治法並びに関係法令、通達に基づき適切に運用を行ってまいります。」と報告しているにもかかわらずなされていない。

ウ 国からの行政通知について、公社の理事長を市長が兼務することは公社が赤字で設立団体に迷惑をかければ問題であるが、公社は歳入歳出決算で4億6,000万円余の黒字であり全く問題ないと議会で答弁した。損益計算書は16億5,000万円余の赤字である。その数字を隠してまで日沖市長をかばおうとしたことが一つの問題である。城ヶ崎副市長は、決算上黒字であれば問題ないという根拠を国からの通知文書の前文にある「土地開発公社の業務の運営については、かねて特段の配慮を願っているところですが」の文面から類推したと説明しているが、儀礼的挨拶文からこのような類推解釈をすることは全く関係のない言い訳で大きな誤りである。

エ もう一つの誤りは、世界デザイン博住民訴訟の平成16年7月13日最高裁判決の藤田宙靖裁判官の補足意見で述べられているように、たとえ地方自治法に規定がなくても民法第108条が適用されるとしているが、このことから土地開発公社に関する国からの行政通知にある双方代理に抵触するのではないかとの質問に対して、城ヶ崎副市長は、デザイン博覧会の問題であって、土地開発公社という名称が出てこないから全く関係がないという言い逃れの答弁をしており、法解釈もまともにできない余りにも法的思考能力に欠けていると言わざるを得ない。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

本件監査請求の趣旨内容から、監査の対象事項を次のとおりとした。

城ヶ崎副市長のいなべ市議会定例会(平成23年第1回、第2回及び第3回)の一般質問における発言内容が嘘や法令違反に当たるのか。

2 監査対象部課室等

(1) 関係部課室

都市整備部 都市整備課

(2) 関係職員の事情聴取

平成24年1月26日に城ヶ崎副市長に対し事情聴取を行うとともに、翌27日に都市整備部の大橋次長及び種村都市整備課長心得に対し事情聴取を行った。

3 事実関係の確認

(1) 議会での一般質問と答弁の内容(要旨)

ア 平成23年3月9日開催 平成23年第1回定例会
(清水 実議員の質問)

日沖市長が公社の理事長を兼ねていることについて、国からの通達によると、契約等の締結に際し双方代理となるおそれもあり、責任関係を明確にする観点から、設立団体の長以外の者をもって理事長とすることが望ましく、趣旨を理解のうえ理事長の変更をされるよう設立団体として努めてください。と三重県知事の

助言があり、日沖市長はその返事として、今後は地方自治法並びに関係法令通達に基づき適切な運用を行います。と三重県知事に回答をしている。また民法第108条では双方代理を禁止している。城ヶ崎副市長は、国の立場が理解できる人として通達や関係法令を守らせる義務があるのでないか。

(城ヶ崎副市長の答弁)

これは、国が県に示した技術的助言であり、地方自治体のそれぞれの実情に鑑み首長が適切に判断することを妨げているわけではなく、いなべ市については、合併する際に公社を継続するために、員弁郡5町の首長が判断され理事長をいなべ市長としたというふうに考えている。さらに、この通知がなされた背景として、全国的に見た場合、土地開発公社の債務超過により地方公共団体の将来的な大きな財務負担を強いられるという事例が見られることから、このような通知がなされたのかというふうに考えている。公社の平成21年度歳入歳出決算は4億6,000万円余のプラスであった。また、平成22年第3回いなべ市議会定例会に報告した財政健全化法に基づく、いなべ市健全化判断比率のうち、公社にかかるいなべ市に対する将来負担比率はゼロであり、国が懸念している土地開発公社の債務超過による市の財政への負担には当たらないと考えている。

イ 平成23年6月7日開催 平成23年第2回定例会

(清水 実議員の質問)

3月の定例会における副市長の答弁について検討をしてみると、すべてが的外れのでたらめなような感じがしてならない。これは、ただひたすら日沖市長をかばうためのこととしか思われてならない。例えば、土地開発公社の会計基準は企業会計方式であり、損益計算書は16億円を超える赤字であるが、それを隠して歳入歳出で4億円余の黒字と述べている。地方分権法一括法を持ち出し、確約書を正当化している。確約書は公社の定款を逸脱するおそれがあり、三重県知事から指摘されている。理事会の議決もなく無効ではないか。平成16年7月13日付けの最高裁の決定、世界デザイン博事件で、民法第108条を根拠に判断しているからである。このことについても、日沖市長がしがみついて、最高裁での判決を否定しているようにしか思われない。

(城ヶ崎副市長の答弁)

3月定例会において、清水議員は土地開発公社の理事長について、国の立場が理解できる副市長としてどうなのかということを質問された。私としては、この質問を受け、国が通知する文書に基づいて三つのことを答弁させていただいた。今回、その考えについて加えながら再度お答えさせていただく。

一つ目は、国が通知した文書は国の関与を定めた地方自治法を踏まえて、これは技術的な助言であるということ、首長が適切に判断することを妨げるものではないということを説明させていただいた。

二つ目は、この通知の中で国が土地開発公社の業務の運営について、かねてから特段の配慮を願っているという表現があり、この点を私なりに類推して、近年、全国的に見て土地開発公社の債務超過により地方公共団体の大きな財政負担となる事例が見られるということが懸念されるというふうに申し上げてあるので、平成21年度決算を用いて平成21年度の土地買収や工業団地造成工事等の事業運営

の結果として、歳入歳出の差し引き合計が4億6,000万円余であることをご説明させていただいた。この4億6,000万円余の意味は、入ったものから出すよりも少ないということは、結果的に次年度に繰り越される現金であり、これを土地開発公社ということから考えると、いつでも企業進出に積極的な投資が可能となる原資を持っているということである。ましてやキャッシュフローの計算書の結果にも書かれている。

三つ目は、いなべ市への将来負担について、財政健全化法に基づいて国が定める計算方法を用いて算出した将来負担比率のうち、公社に相当する部分がゼロであることを説明したもので、私個人的に解釈したわけではない。

土地開発公社の会計基準は、企業会計方式であり損益計算書がついており、16億円を超える赤字であり、それを隠して歳入歳出で4億円余の黒字と述べてごまかしているというような指摘があった。今回、公社の決算報告、昨年の6月議会と同様、日沖市長が説明をされた。昨年はこれに加えて全員協議会でも内容について説明をさせていただいたと思う。それを前提に私としては、答弁させていただいたつもりである。改めて、今回指摘のとおり土地開発公社の会計基準は、企業会計方式である。

平成21年度決算では、1年間の損益計算書におけるものは、16億円余のマイナスで、指摘の通り1年間に公社の事業として完成土地の売却の収益と土地造成等の歳出の差、これよりも土地購入時の価格を時価に変更した土地評価損が大きいということを示している。この土地の評価の変更については、国が示す土地開発公社の抜本的改革に従って実施したものである。一方、これも含めて貸借対照表を見てみると、長期借入金はゼロ、準備金は22億9,000万円余のプラスである。平成22年度に特例措置の土地評価の変更に伴う評価損があった。先般の説明のように、この準備金は17億3,000万円余となったが、国が懸念する債務超過ではない。

最高裁判所の平成16年7月13日判決が出された世界デザイン博に関する件について、いなべ市ではないほかの行政機関によって行われた事案であり、この裁判や判決についてコメントする立場はない。あえて申し上げるなら、本判決については、地方公共団体と土地開発公社との関係を前提に論じられているものではないということと、ましてや土地開発公社の設立団体の長がこの土地開発公社の理事長となることを禁止するといったような記述を見つけることができないということである。

ウ 平成23年9月7日開催 平成23年第3回定例会

(清水 実議員の質問)

私が議会の一般質問で副市長のことを取り上げたのは、今回で3度目になる。それだけ問題が多いと考えている。議会の答弁を聞いていても実に・・・・で、平気でうそをついているように思われる。公社理事長を日沖市長が兼務している件でも、日沖市長をかばう余り、公社が16億円余りの赤字で企業会計方式をとっているにもかかわらず、歳入歳出で黒字だから問題ないと。こちらが指摘をしても反省もなく、だらだらと言い逃れる始末である。副市長の職分というものは、日沖市長の行政運営に体をはってかばうだけの仕事なのか。この件についても簡

単に感想を述べてもらいたい。

(城ヶ崎副市長の答弁)

清水議員の質問を踏まえての平成23年の3月議会の答弁であった。さらに、その答弁を踏まえて、6月議会で質問いただいた。その背景も踏まえて詳細に説明をさせていただいたが、これもご理解いただけなかったということで、残念に思っている。

(2) (員弁土地開発公社の業務運営等に関する)確約書

平成15年11月20日 員弁町長、藤原町長、北勢町長、大安町長及び東員町長の間で交わされたもので、次の約定がある。

第1条(役員等) 第3項

理事長は、いなべ市長とし、副理事長は、東員町長とする。

(3) 平成16年3月11日付 い企第10号 いなべ市長から三重県知事あて文書

員弁土地開発公社の予算措置等について

平素は、市行政に多大なるご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

つきましては、みだしのことについて下記のとおり報告いたします。

記

平成12年4月28日付け市町村第168号取扱い通知に基づき調査したところ、市予算における債務負担行為に関しては、不適切な用語使用等事務手続に理解不十分な所がありました。

今後、地方自治法並びに関係法令、通達に基づき適切な運用を行ってまいります。

(4) 平成12年4月28日付 市町村第168号 三重県地域振興部長から各市町村長あて「公有地の拡大の推進に関する法律の施行について(土地開発公社関係)」

このことについて、建設省経済局長及び自治大臣官房総務審議官から別紙のとおり通知がありましたので、よろしくお願ひします。

記

送付書類

1 「『公有地の拡大の推進に関する法律の施行について(土地開発公社関係)』の改正について」

(平成12年4月21日付け建設省経整発第26号及び自治政第27号、建設省経済局長及び自治大臣官房総務審議官通知) (写し)

2 「公有地の拡大の推進に関する法律の運用について(土地の先買制度関係)」

(平成12年4月21日付け建設省経整発第27号及び自治政第28号、建設省経済局長及び自治大臣官房総務審議官通知) (写し)

(5) 平成12年4月21日付建設省経整発第26号・自治政第27号 建設省建設経済局長、自治大臣官房総務審議官から各都道府県知事、各政令指定都市市長あて文書

「公有地の拡大の推進に関する法律の施行について(土地開発公社関係)」の改正について

(以下 関係部分抜粋)

3 土地開発公社の役職員等について

(1) 土地開発公社の役員については、法第16条に定めるもののほか、民法(明

治 29 年法律第 89 号)の規定が準用されているところであるが、定款において理事長制をとる等によって、責任体制を明らかにしておくことが望ましいものであること。

ただし、設立団体の長が土地開発公社の理事長を兼ねることは、設立団体との土地売買契約等の締結に際し双方代理となるおそれもあり、責任関係をより明確にする観点から、設立団体の長以外の者をもって理事長とすることが望ましいものであること。

(6) 最高裁(第三小法廷)平成 16 年 7 月 13 日判決

平成 12 年(行ヒ)第 96 号・平成 12 年(行ヒ)第 97 号・損害賠償請求事件(世界デザイン博事件)

裁判官藤田宙靖の補足意見(関係部分抜粋)

地方公共団体の締結する契約であっても、それが財産管理に関する民法上のものである場合には、原則として民法の適用があることは、いうまでもなく、このことは、双方代理に関する法理についても、同様である。この点に関し地方自治法上に何らの規定もないことは、この理を排除する趣旨ではなく、この理の適用をあえて排除する必要はない、との趣旨と解すべきである。

(7) 地方自治法第 153 条第 1 項

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、又はこれに臨時に代理させることができる。

(8) 民法第 108 条

(自己契約及び双方代理)

同一の法律行為については、相手方の代理人となり、又は当事者双方の代理人となることはできない。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

4 監査対象職員からの事情聴取

城ヶ崎副市長の説明(要旨)

ア 請求人は、城ヶ崎副市長が一般会計で見て 4 億 6,000 万円余の黒字だから問題ないと議会で答弁したと言われるが、事実誤認である。公社の運営を適切に行っていふことを言っているのであって、4 億 6,000 万円余の黒字だから問題ないとは言っていない。

イ 国からの通知では、土地開発公社の理事長は、設立団体の長以外の者が望ましいとしているが、自分は基本的には自治体の判断ができるなどを主張しており、その通りと思っている。公社がずさんな運営をしているとか、自治体の将来負担が大きいということであれば、変えるべきであるが、いなべ市はそのようなことがないので問題ないと考えている。

ウ 公社に関する事務手続きで県の指導によって変えたという話は、平成 16 年 3 月 11 日付けいなべ市長から三重県知事あて文書で「債務保証」と「損失補償」の用語使用の誤りを訂正したものである。

エ 請求人は、三重県から何らかの指導があつただろうと言われるが、三重県からの

文書(平成 12 年 4 月 28 日付け)は国からの通知をそのまま、いなべ市へ流してきたもので、特別に何かの事象を指して、いなべ市に指示してきたものではない。

オ 世界デザイン博に関する件については、行政庁として、いなべ市とほかの行政機関との事例ではないので、申し述べることができないと答弁した。また、名古屋市と世界デザイン博覧会協会のことであって、土地開発公社の問題で理事長を兼務することによって問題があるという結論がどこにも見当たらないと説明したものである。

第3 監査の結果

1 結論

本件措置請求に係る事項①については、請求に理由がないものと判断し、棄却する。②及び③については、地方自治法第 242 号が予定する監査請求になじまないため却下する。

2 監査委員の判断

- (1) 請求人は、公社の理事長を日沖市長が兼務している根拠とする平成 15 年 11 月 20 日に員弁郡 5 町の町長の間で交わされた確約書(第 2 の 3 の(2))は定款を逸脱する恐れがあり、理事会の議決もなく無効である。問題がないとする城ヶ崎副市長の説明は誤りであると主張するが、この確約書は公社の設立団体である旧員弁郡 5 町の首長間で意思決定され交わされたもので、理事会に報告され各理事の了承を得ており、内規的性格を有するもので遵守するのは当然であって、定款に著しく違背するものではなく無効とまでは言えない。
- (2) 請求人ら 5 名が三重県へ提出したとする平成 15 年 12 月 25 日付の要望書中に、公社の役員に関する事項を見出すことができない。また、平成 16 年 3 月 11 日付「い企第 10 号 いなべ市長から三重県知事あて文書「員弁土地開発公社の予算措置等について」(第 2 の 3 の(3))は、城ヶ崎副市長及び都市整備課の説明によると、市の一般会計予算における債務負担行為に関して用いられていた用語の「損失補償」は不適切であり「債務保証」に訂正するよう求めた県からの助言に対する回答であって、他に意図するものではなく、文書中の「今後、地方自治法並びに関係法令、通達に基づき適切な運用を行ってまいります。」とは、あくまでも不適切な用語使用等事務手続に理解不十分なところがあったことに対する今後の改善策としての表現に過ぎないとのことであった。以上の点を考察し、請求人らの要望書に対する三重県からの平成 16 年 3 月 22 日付北企第 527 号の回答文書には公社の役員に関する事項は含まれないと解するのが相当である。
- (3) 平成 23 年 3 月 9 日開催の平成 23 年第 1 回定例会(以下「第 1 回定例会」という。)における清水 実議員の一般質問での国からの行政通知(第 2 の 3 の(5))に関して、城ヶ崎副市長は、国が県に通知した文書の位置づけについて、「国が県に示した技術的助言であり、地方自治体のそれぞれの実情に鑑み首長が適切に判断することを妨げているわけではない。いなべ市が合併する際に員弁郡 5 町の首長の判断により理事長をいなべ市長としたと考えている。通知がなされた背景としては、全国的に土

地開発公社の債務超過により地方公共団体が将来的に大きな財務負担を強いられる事例が見られるためと考えている。平成 21 年度歳入歳出決算は 4 億 6,000 万円余のプラスで、国が懸念している土地開発公社の債務超過による市の財政への負担には当たらないと考えている。」と答弁したものであるが、請求人は、この平成 21 年度歳入歳出決算は 4 億 6,000 万円余のプラスとの説明を捉えて、損益計算書の 16 億 5,000 万円余の赤字を隠したとして問題視している。公社の平成 21 年度事業報告書及び歳入歳出決算書では、この金額は平成 21 年度決算の資金残高の数値であり、城ヶ崎副市長は、公社経営の健全性を説明しようとしたものであるが、そうであるならば、土地開発公社会計は貸借対照表勘定及び損益勘定を設けることが規定されていることから歳入歳出決算の数値に加えて損益計算書及び貸借対照表の数値をもつてするのが妥当であり、その点、説明不足の感は否めないとところであるが、城ヶ崎副市長は、後日、平成 23 年 6 月 7 日開催の平成 23 年第 2 回定例会(以下「第 2 回定例会」という。)での清水 実議員の一般質問における答弁で、損益計算書及び貸借対照表をもって説明する必要があるとして、損益計算書は 16 億円余のマイナスで、その主な原因が土地評価損であり、貸借対照表では長期借入金がゼロ、準備金は 22 億 9,000 万円余のプラスであること等を説明している。これら城ヶ崎副市長の説明は決算書の内容に合致しており、適正に行われたものであると認められる。また、このことは決算書を一読すれば誰にでも容易に理解できることから、「赤字を隠した。」とか「嘘である。」との請求人の主張は当たらない。しかしながら、城ヶ崎副市長の答弁のように、全国的に土地開発公社の債務超過が設立団体の将来的な大きな財政負担となっていることを国が懸念していることが事実であるとしても、土地開発公社経営の健全性をもって、設立団体の長が土地開発公社の理事長を兼ねることが容認されるかのように受け取れる説明には疑問の残るところである。そもそもこの問題は、国からの行政通知のように設立団体の長が土地開発公社の理事長を兼ねることは、設立団体との土地売買契約等の締結に際し双方代理となるおそれがあり、民法第 108 条の双方代理を禁止した規定(第 2 の 3 の (8))に抵触するのではないかというものであるから、国からの行政通知の位置づけや公社経営の健全性の説明以前に、論点である民法第 108 条の規定の観点からの見解が論じられるべきであったと思われるが、その点には言及していない。請求人は、城ヶ崎副市長の答弁が的外れででたらめ、まったく関係がない言い訳であると主張するが、城ヶ崎副市長は議会の場で、副市長としての立場と責任において、また国の立場が理解できる人としての質問に対して自らの見解を述べたものであり、重く受け止めるべきであって、その見解を不適切と判断するに足る客観的かつ合理的根拠が示されない限り、その真偽を断定することはできず、したがって、それを如何に受け止め評価するかは説明を受けた者それぞれが、その見識に基づいて判断すべきものである。

- (4) 城ヶ崎副市長は、第 2 回定例会での世界デザイン博住民訴訟の判決に関する答弁(第 2 の 3 の(1)のイ)で、「地方公共団体と土地開発公社との関係を前提に論じられているもではなく、ましてや土地開発公社の設立団体の長がこの土地開発公社の理事長となることを禁止するといったような記述を見つけることができない。」と述べている。質問者が意図する民法第 108 条に関する判決文の内容を公社の現状に照らしてどうかの見解が論じられていないとしても、城ヶ崎副市長の答弁に文言上何ら

誤りや偽りは認められず、如何な内容をもって答弁するかは答弁者の自由意思によるのであり、疑義があれば、質問者には質し、議論する機会が与えられているのであるから、請求人の「法解釈もまともにできない余りにも法的思考能力に欠けてい」と言わざるを得ない。」との主張は、請求人の主観的な見方であって当たらない。

- (5) この双方代理の問題について、いなべ市においてはどのように対処されているかを見てみると、第1回定例会の一般質問で、種村まちづくり部次長(現 都市整備部長)が次のように答弁している。「現在、契約行為につきましては、地方自治法の第153条(第2の3の(7))に則り、普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、又はこれに臨時に代理させるものとするということで、これに基づいて現在行っています。」

これを平成22年度及び23年度の土地売買契約書について検証してみると、いなべ市側がいなべ市長臨時代理者 総務部長又は同 いなべ市副市長と公社側が員弁土地開発公社理事長 日沖 靖との間で契約が交わされていた。このことから、民法第108条の双方代理禁止規定の適用が回避されているものと判断する。

- (6) 城ヶ崎副市長の議会での一般質問に対する答弁内容には、一部に説明不足や説明内容や方法に理解が得られにくい部分があったとしても、請求人が主張する嘘の発言や法令違反の発言は認められず、また、その発言を原因として、いなべ市に財務会計上の損害(請求人が言う城ヶ崎副市長の入件費の意味ではない。)が発生している事実を確認することもできない。

なお、請求人は城ヶ崎副市長に関する過去2回の監査請求を取り上げ、その内容を摘示し今回の監査請求と併せて城ヶ崎副市長の資質、能力を問題視している。一部請求が容認された事実はあるものの、重大な違法があったということはできないことが明らかであって、これら一部の事件をもって城ヶ崎副市長のすべてを評価することはできず、まして副市長として不適任と結論付けることはできない。

- (7) 城ヶ崎副市長へ支払われた入件費の30パーセントのいなべ市への返還請求について、入件費の支出はその性質自体からみて、もし仮にごく一部に違法があったとしてもその部分を特定することは不可能であり、請求人もこれを直接的に特定することをしないで、明確な根拠を示さず入件費の支出総額の30パーセントが違法な公金支出にあたるとしているのであり、入件費の支出がその性質からして一体として行われる以上は、その前提となる原因行為のごく一部に違法があったとしても、違法部分に対応する支出を特定することはできないというべきである。

(意 見)

いなべ市の場合、前述のように民法第108条の双方代理禁止規定の適用を回避するため、契約の締結に際して地方自治法第153条第1項の規定による市長臨時代理の形が取られているが、土地開発公社は、その設立団体との間で土地売買契約等を締結しなければならない状況が生じることがあらかじめ想定されるのであり、国からの通知のとおり公社の理事長には設立団体の長以外の者をあてておくことが望ましいと言える。